	マルウァ・パルウィフロラ、みなとあかざ及びとうがらし属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	
三十七　インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ルトガル、アルジェリア、カポナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ	（略）	（略）
三十八～四十一　（略）	（略）	（略）

別表八（第三十五条の十二関係）

第一　（略）		
第二　有害植物		
(一)　（略）	（略）	
(二)　細菌	*Acidovorax citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）	（略）
(三)・(四)　（略）	（略）	

	ら属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	
三十七　インド、インドネシア、スリランカ、タイ、台湾、中華人民共和国、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、マレーシア、イラン、イタリア、ギリシャ、スペイン、ルトガル、アルジェリア、カポナリア諸島、セーシェル、チュニジア、モロッコ	（略）	（略）
三十八～四十一　（略）	（略）	（略）

別表八（第三十五条の十二関係）

第一　（略）		
第二　有害植物		
(一)　（略）	（略）	
(二)　細菌	*Acidovorax avenae* subsp. *citrulli*（スイカ果実汚斑細菌病菌）	（略）
(三)・(四)　（略）	（略）	

附　則

この省令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、別表二の二の改正規定中「、フィリピン」を削る部分は、公布の日の翌日から施行する。

法規的告示

○総務省告示第二百十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

令和七年六月二十三日　　総務大臣　村上誠一郎

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　神奈川県相模原市中央区中央６－３－１　(174.30) (2)　神奈川県愛甲郡愛川町角田字箕輪中原235―１　(167.10)	北緯35度34分07秒東経139度22分07秒の地点と北緯35度32分04秒東経139度19分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　東京都町田市小川６―29―25　(134.20) (2)　東京都町田市原町田６―12―20　(143.60)	北緯35度31分04秒東経139度28分23秒の地点と北緯35度32分38秒東経139度26分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　埼玉県桶川市下日出谷西２―７―１　(71.00) (2)　埼玉県北本市石戸宿１―74　(68.00)	北緯35度59分33秒東経139度32分45秒の地点と北緯36度00分23秒東経139度31分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　京都府京都市右京区京北細野町栢尾谷５　(496.00) (2)　京都府京都市北区大森大谷231　(853.00)	北緯35度08分09秒東経135度38分43秒の地点と北緯35度08分10秒東経135度38分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度08分11秒東経135度38分53秒の地点と北緯35度08分12秒東経135度38分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度08分13秒東経135度39分00秒の地点と北緯35度09分10秒東経135度42分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域